

5 答 申 第 7 号

令和5年6月9日

広川町長 氷室 健太郎 殿

広川町情報公開審査会

会長 藺田 史

広川町情報公開条例第13条の規定に基づく諮問について(答申)

令和4年11月2日付広政人第202号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

「広川町が審査請求人に対してなした公文書の部分開示決定処分に対する審査請求について」

別紙

答申

第1 審査会の結論

- 1 一部を不開示とした実施機関の判断は妥当ではなく、すべて開示すべきである。

第2 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、審査請求人が令和4年8月17日に行った「平成〇年に交付された、請求者への分限免職書」の開示請求(以下「本件開示請求」という。)に対して、実施機関が同月31日付でなした公文書部分開示決定(以下「本件決定」という。)について、不服があるのでその審査を求めるというものである。

2 審査請求の理由

令和4年9月27日受付の「審査請求書」等で、審査請求人が主張している審査請求の理由は不明瞭であるが、「非開示とする理由が不合理である」というものと、理解する。

第3 実施機関の弁明要旨

本件開示請求に対する令和4年11月25日付「弁明書」等で、実施機関が主張している「一部不開示の理由」は、「当該非開示部分は、広川町情報公開条例9条1項で開示しないことができる」とされている事項のうち、2号が規定する『個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することより識別され得る』部分に該当するため、非開示とした。」というものである。

第4 審査会の判断

1 審査会が認定した事実

本件審査請求における審査請求人あるいは実施機関の前記書面、双方より提出された資料、及び審査の全趣旨を基に、審査会は、以下の通り事実を認定する。

- (1) 審査請求人が開示を求めた文書は、自己に対する分限免職書である。
- (2) 実施期間は、当該文書については一部を非開示とした。非開示とされた部分は「職名」「職務の等級」「所属」「氏名」に関する部分である。
- (3) 広川町情報公開条例9条1項は「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されているときは、当該公文書の開示をしないことができる。」と

規定し、その 2 号に「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るもの。」を掲げる。

(4) 審査請求人に対する分限免職処分については、福岡地方裁判所〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇において審理が行われ、判決も出ている。

2 審査会の判断

(1) 広川町における情報公開制度の目的は、「町が持っている情報を町民の求めに応じて開示していくことで、町民の知る権利を保障するとともに、町が行う諸活動を説明する責務を果たし、町民参加による一層開かれた町政の実現を図ること。」である（広川町ホームページより）。

この目的からすれば、できるだけ広く開示すべきである。

(2) もっとも、他者の権利や公共の利益を損なう恐れがある場合には非開示にできる。前記広川町ホームページにも「開示請求された行政文書は原則開示ですが、開示することで個人のプライバシーや権利利益並びに公益が損なわれるおそれがあるものは、不開示情報となります。」と掲載されている。

(3) ところで、本件開示請求の対象となる文書は、審査請求人本人に関するものであり、非開示部分もすべて審査請求人に関する記載である。したがって、非開示部分を開示したとしても、審査請求人以外の個人のプライバシーや権利利益を侵害する可能性はない。

(4) もっとも、確かに「職名」「職務の等級」「所属」は広川町におけるものであり、その限度では公益に関わらないとは言えない。しかし審査請求人に関するかかる情報を明らかにしたとしても、公益を損なうとは認められない。

(5) 加えて、非開示部分については、前記裁判ですべて明らかになっている。

(6) 以上を総合的に判断すると、他者の権利利益や公益を損なわない限り広く情報を公開すべきであるという広川町の情報公開制度の趣旨からして、実施機関が非開示にした部分については、非開示にする合理的理由はないと言わざるを得ない。

3 結論

よって、審査会としては、非開示決定した部分も含めすべて開示すべきと考え

る。

以上